

[事案 30-76] 契約無効請求

・平成 31 年 2 月 21 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 30-75]および[事案 30-77]と同一の申立人であり、[事案 30-78]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の情報提供義務違反等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に乗合代理店を介して契約した低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返金してほしい。

(1)次の理由により、募集人は情報提供義務に違反している。

①本契約を含む 4 契約の申込手続はそれぞれ約 1 時間でされており、契約概要や注意喚起情報等を用いての適切な説明がなされていない。

②契約時には本契約の提案しかされなかった。

(2)本契約は募集人から住宅ローンの完済を目的に勧誘されたが、そのような意向はなく、意向把握義務に違反している。

(3)本契約への加入は、保険料の支払いを継続できることが前提であったのに、途中で保険料の支払いを継続できなくなったのは、支払余力を検討する材料になった代理店作成のライフプランが正確ではなかったからである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、保険契約締結の適否を判断するのに必要な情報の提供を、契約概要や注意喚起情報で行っている。また、募集人は、申立人の意向に沿った比較可能な保険商品の概要を示したうえで、重要事項説明等を適切に説明している。

(2)募集人は、申立人の意向把握を複数回実施している。

(3)ライフプランの作成は保険業務ではないので、その内容について当社は責任を負わない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人夫婦および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の情報提供義務違反や意向把握義務違反等は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)申立人夫婦は、保険料の意向について、ライフイベント表に「保険料は維持または減額希望」と記載するなどして募集人に伝えていたにもかかわらず、保険の見直しの結果、保険料が申立人夫婦の意向に沿っていなかった原因は、保険料が高額であった本契約の加入によるところが大きかったといえる。

(2)また、申立人夫婦は、定年時の一方の退職金により住宅ローンを完済することが見込めたので、保険料の意向に反してまで本契約を勧誘したことには疑問が残る。